

備前市監査委員告示第7号

令和4年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和4年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年5月28日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 尾川 直行

【令和４年度定期監査】

措置状況一覧表

	監査結果	所属部署	措置状況
指摘事項	備前市スポーツ協会運営補助金について確認したところ、市は、補助対象外の経費を含んだ額で補助金の額を決定していた。 したがって、市が、要綱上補助対象外となっている経費を補助対象として補助金を支出することは要綱に違反しており、是正する必要があると認められる。	生涯学習課	詳細な資料の提出を求め、対象・対象外経費を明確化し、適切に対応している。
指摘事項	委託事業の委託者と受託者や、補助金等の交付者と申請者が同一であることについて、事業の履行確認や補助金支給事務に係る公正性を担保する観点から、改善する必要があると認められる。 さらに、委託料や補助金等を支出している任意団体の業務を市が担うことは、当該任意団体に対し、金銭のみならず役務も提供しているということであり、自ら事務局を担っている任意団体からみると、公平性の確保などの観点から適正でなく、改善する必要があると認められる。 このため、受託団体や補助団体の事務局を担う担当部署は、事務局の経理事務等を担うことの必要性を再度検討し、市が実施する必要がある事業については、経費を直接予算化することなども含め検討する必要があると認められる。 なお、担当部署において事務局を担う必要があると判断した場合においても、市職員が経理事務等を執行している以上、金銭等の紛失や盗難等の事故や不祥事が発生すれば、公金の場合と同様に信用失墜等の影響を市に及ぼすこととなるため、任意団体の預金通帳等を管理することの必要性については再度検証する必要がある。特に、預金通帳と届出印を同一箇所に保管している事務局が散見されたため、これについて改善する必要がある。	介護福祉課	令和４年度の監査以降は、単位クラブからも収支報告書の提出を求めるなど履行確認業務を改善しています。また、手引きを作成し、補助金の適正使用について周知に努めています。 委託事業の委託者と受託者や、補助金等の交付者と申請者が同一であることについては、令和７年度に備前市社会福祉協議会と協議を行い、令和８年度より事務局を備前市社会福祉協議会が担当しています。

指摘事項	市が直接実施するよりも、市以外の任意団体に委託して実施させるほうが効率的であるから委託事業としているにもかかわらず、受託先の任意団体の事務局を市が業務として担っており、さらに、契約規則により、委託結果を公正に判定しなければならないとされているにもかかわらず、市が市側の委託金の契約及び会計事務と、任意団体事務局側の経理事務等の両方を担う状況となっていた。 委託事業の委託者と受託者や、補助金等の交付者と申請者が同一であることについて、事業の履行確認や補助金支給事務に係る公正性を担保する観点から、改善する必要があると認められる。	生涯学習課	指摘のあった事業については、直営に変更しており、問題は解消されている。
------	--	-------	--